

平成 26 年度税制改正結果について

要望項目	「平成 26 年度税制改正の大綱」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の記載の概要
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園</u>に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園を加える等の措置を講ずる。 ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。 ② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附を、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とする。

	<p>② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託を、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とする。</p> <p>③ 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を加える。</p> <p>④ 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</p> <p>⑤ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園等において使用する教育用物品に対する免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品を加える。・ 幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する給食用脱脂粉乳を加える。
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕</u></p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。<ol style="list-style-type: none">① 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を行

	<p>う者を加える。</p> <p>② 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p>
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる<u>小規模保育等</u>に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <p>・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設を加える等の措置を講ずる。</p> <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <p>・ 小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。</p> <p>【不動産取得税】</p> <p>・ 小規模保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置とする措置を講ずる。</p> <p>【事業所税】</p> <p>・ 小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。</p> <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <p>・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>① 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を行う者を加える。</p> <p>② 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</p>

	<p>③ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を加える。
<p>● 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を加える。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。
<p>● 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕</p>	<p>【消費税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。